

電子複写機による複写サービス契約書

山形県村山総合支庁長 地主 徹（以下「発注者」という。）と ○○○○ 代表○○○○（以下「受注者」という。）とは、下記の条項により電子複写機による複写サービスを締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、受注者が発注者に対し、電子複写機（以下「複写機」という。）による複写サービスを提供し、発注者がこれに係る料金を受注者に支払うことを目的とする。この場合において、複写サービスとは、複写機の設置及び使用供給（複写機に付加することのできる機能としての使用を含み、その使用に必要な接続及び設定等を含む。）のほか、操作方法の指導、複写機の保守及び消耗品等（用紙及びステープル針を除く。）の供給をいう。

（機種及び設置場所）

第2条 複写機の機種及び設置場所は別表のとおりとする。

（契約期間）

第3条 契約期間は令和6年8月1日から令和11年7月31日までとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は契約金額（契約単価に契約期間の予定数量を乗じて得た金額）の100分の10に相当する金額以上の額とする。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

（複写サービスに係る料金）

第5条 複写サービスに係る料金は、次の区分による単価とする。

使用区分	単価
カラー複写及び印刷	円（うち消費税及び地方消費税の額 円）
モノクロ複写及び印刷	円（うち消費税及び地方消費税の額 円）

（複写サービスに係る料金の請求）

第6条 受注者は、発注者の確認を受け、後記記載の機械番号ごとの複写サービス数量を算出し、複写サービス料金を発注者に対し請求する。

（複写サービスに係る料金の支払い）

第7条 発注者は、受注者から前条の規定による請求を受理したときは、その日から起算して30日以内に支払いをしなければならない。

2 受注者は、発注者の責に帰する理由により前項の規定による料金の支払いに遅延があった場合には、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。この場合において、遅延利息の額が100円未満であると

きは、発注者はこれを支払わないものとし、その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(電子複写機の保守)

第 8 条 受注者は複写機を発注者が常時支障なく使用できるように、定期的に技術員を設置場所に派遣し、点検調整を行う。

- 2 複写機が故障した場合は、発注者の要請により受注者は直ちに技術員を派遣して修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。
- 3 障害の原因が明確でなく、複写機、ネットワーク、パソコン等の切り分けが必要な際は、受注者は山形県のネットワーク管理者が行う障害切り分けに協力するものとし、そのための対応窓口を予め設けるものとする。

(消耗品等の供給)

第 9 条 ドラム、ドラムカートリッジ、感光体ベルト等の感光体及びデベロッパは受注者の点検又は発注者の通知に基づき複写品質維持のために受注者が必要と認めた場合、受注者はこれを取替える。

- 2 その他の消耗品等については、受注者の巡回又は発注者の申出によって、予備手持量が不足していること又は複写品質維持のため交換が必要であることを知った場合には、受注者は当該消耗品等を供給又は交換する。

(機械及び消耗品等の所有権)

第 10 条 複写機及び消耗品等の所有権は受注者に属し、発注者はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって使用・管理しなければならない。

- 2 発注者は、機器の現状を変更するような行為及び消耗品等の他への流用をしてはならない。

(設置場所の変更)

第 11 条 発注者は第 2 条所定の設置場所を変更する場合は、予め受注者に通知し、受注者の承認を得なければならない。この場合、複写機の移動は受注者が実施する。

- 2 前項の移動に係る経費は、発注者、受注者協議し定めるものとする。

(損害賠償)

第 12 条 受注者は発注者が故意又は重過失によって機械に損害を与えた場合、その賠償を発注者に請求することができる。ただし、当該損失が動産損害保険により補てんされたときはこの限りでない。

(機密の保持)

第 13 条 受注者は保守の実施にあたり知り得た発注者の業務上の機密を外部に漏らしたり、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の変更)

第 14 条 この契約の締結後、契約期間内に契約締結のときに予期することができない事由の発生

等により契約価格が著しく不相当となり、改定を要するときは、発注者、受注者協議のうえ契約を変更することができる。

(契約の解除等)

第 15 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約を解除することができる。

- (1) 受注者がこの契約条項に違反したとき。
- (2) 受注者が詐欺その他不正の行為をしたとき。
- (3) 発注者の都合により契約の解除を必要とするとき。
- (4) 発注者は受注者（受注者が共同企業体であるときはその構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき、この契約を解除することができる。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

ニ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 前項第 1 号から第 4 号までの規定による契約解除の場合には、契約保証金は発注者に帰属するものとする。ただし、契約保証金が免除されている場合には、受注者は、発注者に対し、解除違約金として購入予定数量に第 5 条の単価を乗じて得た金額の 100 分の 10 に相当する金額を納付しなければならない。

3 前項の場合において、発注者の受けた損害額が契約保証金又は解除違約金の額を超えるときは、受注者は、その不足額を発注者に納付しなければならない。この場合の損害額は、発注者、受注者協議して定める。

4 発注者は、第 1 項第 3 号の規定により契約を解除した場合において、受注者に損害を与えたときは、その損害額を負担するものとする。この場合の損害額は、発注者、受注者協議して定める。

5 契約締結の翌年度以降において、本契約に係る発注者の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約は解除する。

(談合等に係る契約解除及び賠償)

第 16 条 発注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独

占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟(行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。)を提起しなかったとき。

(2) 受注者が独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)若しくは第4項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。

(3) 受注者が前2号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。

(4) 受注者(法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)第4条の規定による刑に処せられたとき。

2 受注者は、この契約に関して前項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、購入予定数量又は購入実績数量のいずれか多い方に第5条の単価を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者が特に認める場合は、この限りでない。

3 この契約の履行の完了後に、受注者が第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合についても、前項と同様とする。

4 第2項の規定は、同項の規定に該当する原因となった違反行為により発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(複写機の返還)

第17条 契約が終了した場合は、発注者は複写機を速やかに受注者に返還しなければならない。この場合において、複写機の撤去等に要する経費は受注者が負担する。

(その他)

第18条 この契約に定めのない事項については、発注者、受注者協議のうえ定める。

上記契約の証として本書2通を作成して、発注者、受注者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和6年7月 日

発注者 山形市鉄砲町二丁目19番68号
山形県村山総合支庁長 地主 徹

受注者

別表

No.	機種	機械番号	設置場所
1			所在地 山形市十日町一丁目6番6号 事業所名 村山総合支庁 部課名 保健福祉環境部 保健企画課
2			所在地 山形市十日町一丁目6番6号 事業所名 村山総合支庁 部課名 保健福祉環境部 保健企画課
3			所在地 山形市十日町一丁目6番6号 事業所名 村山総合支庁 部課名 保健福祉環境部 生活衛生課
4			所在地 山形市十日町一丁目6番6号 事業所名 村山総合支庁 部課名 保健福祉環境部 地域健康福祉課
5			所在地 山形市十日町一丁目6番6号 事業所名 村山総合支庁 部課名 保健福祉環境部 子ども家庭支援課